

第37回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和4年3月24日（木）

開会 午後7時00分

○松倉課長代理（司会） お待たせいたしました。定刻が参りましたのでただいまから、第37回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

初めに、ただいま御出席いただいております委員の皆様方は、委員7名中7名でございます。

大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで、傍聴の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局から、お配りさせていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう、御協力よろしくをお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、大阪市環境局長の青野より御挨拶を申し上げます。

○青野局長 環境局長の青野でございます。

第37回大阪市路上喫煙対策委員会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、年度末の何かと御多用の中、また非常に遅い時間の開催にもかかわらず、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本市の路上喫煙対策につきましては、平成19年4月の大阪市路上喫煙の防止に関する条例の施行から、おおむね15年が経過いたしまして、喫煙を取り巻く状況も大きく様変わりしてきております。

国内におきましては、健康増進法が改正施行され、令和2年4月には全面施行となっておりますが、大阪府の受動喫煙防止条例でも、法律より厳しい客席面積が30平方メートルを超える飲食店を対象に、令和7年4月から原則、屋内禁煙となり、罰則

も適用されるなど、受動喫煙の対策がさらに強化される予定となっております。

本市におきましても、既に報道等で御承知かと存じますが、市会におきまして市長より、万博の開催に向けまして、しっかりと議論、手続を踏んで、2025年1月を目途に実施できるよう、路上喫煙の市内全域の禁止に向けて取り組んでいくとの方針が示されております。

また、路上喫煙対策の強化を求める市民の方々の声も、多数寄せられており、そのような声にお応えする必要があるかなと考えております。

一方で、喫煙そのものが国内法令で禁止されているものではございません。実施に向けては、喫煙所の設置や、あるいは啓発指導の体制、財源の確保など、様々な課題がございます。

政令指定都市の中では、路上喫煙市内全域というのは、初めてということになりますので、今後、この委員会ですら十分に御審議賜りまして、広く市民や事業者の方々の御意見も賜り、多くの方々の御理解、御協力を得ながら、進めてまいりたいと考えております。

本日の議題につきましては、新たな路上喫煙禁止地区候補でございます、堂島公園の一部及び周辺地域についてのパブリック・コメントの実施結果などを御説明申し上げます。委員の皆様方から御意見を頂戴したいと考えております。

どうか委員の皆様方におかれましては、活発な御審議を賜りまして、甚だ簡単ではございますけれども御挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松倉課長代理（司会） ありがとうございました。

ここで改めて、委員の皆様への御紹介をさせていただきたいと思っております。

お手元の大阪市路上喫煙対策委員会委員名簿の順に、御紹介させていただきます。

なお、お名前だけの御紹介とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに委員長の方の青木委員でございます。

- 青木委員長 青木です。よろしくお願ひいたします。
- 松倉課長代理（司会） 委員長代理の小谷委員でございます。
- 小谷委員 小谷でございます。よろしくお願ひ申し上げます。
- 松倉課長代理（司会） 近藤委員でございます。
- 近藤委員 近藤でございます。よろしくお願ひいたします。
- 松倉課長代理（司会） 佐々木委員でございます。
- 佐々木委員 佐々木でございます。よろしくお願ひいたします。
- 松倉課長代理（司会） 谷内委員でございます。
- 谷内委員 谷内です。よろしくお願ひします。
- 松倉課長代理（司会） 玉川委員でございます。
- 玉川委員 玉川と申します。よろしくお願ひいたします。
- 松倉課長代理（司会） 山内委員でございます。
- 山内委員 山内です。よろしくお願ひします。
- 松倉課長代理（司会） 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
- 環境局長、青野でございます。
- 環境局事業部長、川島でございます。
- 環境局事業部まち美化担当課長、木村でございます。
- また、路上喫煙対策に共に取り組んでおります関係局につきましても、出席させていただきます。
- 健康局受動喫煙防止対策担当課長、岡村でございます。
- 岡村受動喫煙防止対策担当課長 よろしくお願ひします。
- 松倉課長代理（司会） 危機管理室危機管理課長、楠見でございます。
- 楠見危機管理課長 楠見です。よろしくお願ひいたします。
- 松倉課長代理（司会） なお、消防局につきましても、本日所用のため、欠席させていただきます。
- それでは、ここで青木委員長に御挨拶をお願ひしたいと存じます。

○青木委員長　皆さん、こんばんは。

こんばんはということで、7時からの会議ということで、急遽の変更で、皆さん、ありがとうございます。

なるべく早くとは思いますが、しかし、しっかりと議論した上でというふうに思いますので、どうぞよろしく願いたします。

前回諮問を受けました件につきまして、今日、パブリック・コメントを踏まえて、委員の皆様のご意見を今日、しっかり出していただいて、次回以降の答申書のまとめにつなげていきたいと思しますので、どうぞよろしく願いたします。

では、以上で開会としたいと思しますので、事務局、よろしく願いたします。

○松倉課長代理（司会）　ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、ここで事前にお送りさせていただいております資料の御確認をさせていただきます。

初めに、本日の大阪市路上喫煙対策委員会次第でございます。

次に、委員名簿と本日の配席図でございます。

次に、黒いクリップで留めております、第37回大阪市路上喫煙対策委員会資料と記した一式資料でございます。

また、資料とは別に、青のフラットファイルです。条例規則などをまとめた参考資料をお配りしております。

それでは、これ以降の議事につきましては、青木委員長に進行をお願いしたいと存じます。

青木委員長、よろしく願いたします。

○青木委員長　それでは、議題の1から始めたいと思します。

今日は、新しく堂島公園近辺の指定とそれから喫煙所の件について、パブリック・コメントの説明もいただきますが、それに基づきまして、委員の皆様から自由に御質問、それから御意見を頂きまして、今日頂いた意見を基にして答申書をまとめていくという流れになっていきますので、できるだけ今日はどんなことでも結構ですので、

この新しい禁止地区とか喫煙所の設け方についての御意見を、皆様から十分に出していただくようお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

資料の1と資料の2で、大体この新しい禁止地区に関する御説明となりますので、それぞれ質問など頂きますが、御意見はどちらで出していただいても大丈夫ですので、そういうつもりで御自由に御発言いただければというふうに思います。

それでは、資料の1から、事務局のほうからパブリック・コメントの実施結果についての御報告をいただきます。

よろしく願いいたします。

○木村まち美化担当課長 事務局木村のほうから御報告させていただきます。

前回の委員会の際に、諮問資料としてお渡しさせていただいた資料を、別途参考に付けておりますが、そちらを見ていただいて、市民の方から、1月7日から2月7日まで、約1か月意見を募集いたしました。

意見については、いろんな形式、持参、送付、ファクス、電子メール、行政オンラインシステムなどを利用いたしまして、提出を求めたところでございまして、意見としては、42通、延べ57件の意見を頂きました。

前回の中央区長堀通り地域の指定と合わせて、こども本の森中之島周辺地域の拡大したときの提出の意見数が44件でございましたので、それと同等程度の意見が集まりました。

今回、一部だけの拡充だったのですが、市民の方の関心は低くないなというのが、事務局の実感でございます。

うち、賛成とはっきりと書かれているもの、反対と書かれているものが、それぞれ15件と10件ございまして、内訳として、参考に、どういった提出方法があったかというのを下にかかせていただいておりますが、一番多いのが、オンラインシステムで28通と、メールで11通、それから送付2通と持参が1通となっております、住所としましては、提出していただいた方の御住所が、市内の方が17名、市外が13名、記載がなかった方が12名となっております。

年齢に関しては、30代から60代の方を中心に意見を出していただいている状況で、記載なしが12名となっております。

続けて、パワーポイントの資料、こちらに沿って出てきた意見について、御説明させていただきます。

こちらで出てきた意見を一定、内容に応じて分類をさせていただいており、大きい項目として、まずは禁止地区のエリアについて、トータルで意見は11件ございまして、新たな指定案のエリアについての意見が5件、禁止地区の拡大要望が6件となっております。

その下に、要旨を取りまとめておりまして、堂島公園全体を禁止地区にしてほしいという意見が3件ございました。

こちらの堂島公園自体が一旦、建物で途切れているのですが、西側に延びている公園があるので、そちらも含めたほうがいいのかという意見でございます。

ほかに、指定地域には子ども連れの家族や、運動している方も多いので、煙は迷惑である。さらに、感染症にも気を遣う必要があり、禁止地区拡大には賛成であるという御意見がありました。

もう一つ下は反対意見で、路上喫煙禁止地区の指定はもう現状で十分だ、拡大する必要はない、という意見でございます。

次に、禁止地区の拡大要望につきましては、全般的な御意見も書かれておりまして、大阪市全域を路上喫煙禁止地区にしてほしいという意見が4件ございました。

ほかにも、もっと拡大してほしいという意見であるとか、具体的に学校周辺について、路上喫煙禁止地区に段階的に指定してほしいという意見がございました。

これらの意見に対して、本市の考え方をお示しさせていただいておりまして、このパブリック・コメントについては、先ほど局長からも委員長からも御紹介のあった、市長が今後、全市域禁止に向けて取り組むということをお伝えする前に募集した意見でございまして、それに対しても、今後の方針をお示しさせていただきたいと思いま

して、2025年の大阪・関西万博開催都市として、本市が路上喫煙の市内全域の禁止に向けて取り組んでいくということ、実際に全市域を禁止するにあたっては、啓発の指導であるとか、喫煙者と非喫煙者が共存できるような環境の整備、喫煙所の整備なんかも含めて、課題がございますので、今後、対策委員会で、十分に審議、検討をしていくとともに、広く市民の御意見も頂きながら、多くの方の御理解、御協力をいただいで進めてまいりますということをお示ししております。

次に、罰則の強化に関する意見が2件ございまして、1つは、過料のことが書かれておりまして、罰金1,000円は安いと思う、他人の健康を害するので、最低1万円にしてほしいという御意見で、もう一つは、過料ではなく刑事罰として警察官が取り締まることができるように条例を改正すべきという御意見がございました。

それに対しては、過料の本市の考え方を示しており、過料については、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を防止するとともに、違反者に条例の趣旨を理解していただくための契機となるものと考えており、過料額については、他都市の事例も参考にして、条例で1,000円と定めておりますということをお伝えしております。

次の4ページ目、規制反対に関する意見が1件ございました。

こちらは、路上喫煙全般に関する意見、今の事業に対しての全般的な意見でございまして、路上喫煙による被害の具体的な根拠を示してほしい、喫煙者に対する偏見がある、条例で喫煙を禁じる合理的理由がないと思うという意見がありましたので、それに対する本市の考え方としては、条例では道路、公園、公共の場所での他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするもので、道路公園など、不特定多数の人が通行し集まる公共の場所での喫煙は、擦れ違いざまに体や衣服などに、たばこの火が当たることが避けられない場合や、喫煙者が気づかないまま副流煙を吸わせる場合もあることから、規制は必要だと考えていますとお示ししております。

一番多かったのが、次の4番の喫煙所の増設、撤去・廃止希望についてで、意見数

としては25件、増設に対する意見が20件と、逆に喫煙所も撤去・廃止してほしいというような意見が5件ございました。

増設に関しましては、12件とまとめておりますが、規制をするのであれば、それに応じた対策が必要で、今、喫煙所が少ない、もっと増やすべきだというような意見でございます。

今回の拡大地域においても、淀屋橋周辺にも喫煙所を設けるべきで、堂島公園の1か所だけでは少ないといったような御意見が、4件ございました。

逆に、反対というか撤去・廃止希望については、公共の場所というのは、全面禁煙であるべきなので、あえて大阪市が喫煙所を設置する必要はないと。喫煙所があるせいで、コロナウイルスの感染症が拡大しているといったような意見がございました。

こちらに対しては、禁止地区の指定にあたり、この委員会において答申で提言いただいた内容をお示しし、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、マナーを守った喫煙のための場所の確保が必要であるという提言を受けて、喫煙所を整備してきた旨をお伝えして、その後には、1つ目の意見のところでも書いた今後の方針を御説明させていただいて、路上喫煙対策委員会において、審議しながら進めていきますと示しております。

次に、具体的に喫煙所の形について意見がございまして、閉鎖型喫煙所の反対についてという意見が10件ございました。

その意見の要旨としては、閉鎖型の喫煙所よりも開放型の方が、コストパフォーマンスがよく、なぜ閉鎖型の喫煙所を整備するのかといった意見が3件、あとは、閉鎖型の喫煙所は狭く防犯上の不安があるので、仕切りで十分ではないかという意見が3件、こういった意見が主な意見でございました。

それに対しては、今回の堂島公園につきましては、受動喫煙対策を講ずる観点から、閉鎖型の喫煙所を整備することとして、防犯上の対策として外部からの視認性を確保できるような仕様で設置してまいりますとお示しております。

次が、受動喫煙に関しての意見が2件ございまして、切実な意見もございまして、

毎日受動喫煙の被害に遭う生活を我慢するのは、もう限界ですというような意見であったり、路上喫煙禁止地区を広げても区域を外れたところで喫煙して、煙の被害があるのではないかといった意見がございました。

それに対する本市の考えとしても、屋外の喫煙は、改正増進法においても、周囲に受動喫煙を生じないよう配慮義務があるため、今、関係局で健康局、建設局、環境局で連携を図っておりますので、そういったことをお示しさせていただいて、啓発に取り組んでいるということと、今後も他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙をしないように、ポイ捨て防止と受動喫煙防止に向けた啓発に取り組んでまいりますという姿勢を示しております。

その他の意見としては、6件ございまして、条例により、努力義務で喫煙をしないように定められていることを周知して行ってほしいと、本市の条例をよく御存じの方からの意見でございます。

ほかには、喫煙所が少ないという御意見の中に、たばこ税なんかを活用して、喫煙所を整備する必要があると思うとか、あとは、路上喫煙対策委員会の委員に、喫煙者の方を入れて議論していることについて、不適格であるというような意見もございました。

ほかに、たばこの販売に関して、禁止すべきであるというような意見がございました。

あとは、喫煙所に関して、新型コロナウイルス感染症が拡大しているとか、路上喫煙対策よりも、もっと優先すべき事柄があるのではないかという意見がございまして、こちらに関しては、今後の参考にさせていただきますと示しておるところです。

事務局からの今回のパブリック・コメントの結果の説明は、以上でございます。

○青木委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告につきまして、質問などございましたら、よろしく願いいたします。

反対意見、賛成意見で、反対意見の10件というのは、どういうところに関する反

対かというのは、分かりますか。

先ほど何件かは、御紹介がありましたけど。

○木村まち美化担当課長 全体的に禁止地区の指定に関して反対という意見もございましたし、喫煙所の設置に関して反対であるとか、設置形態に関する反対の意見もございました。

○青木委員長 ありがとうございます。委員の皆様、いかがでしょうか。

○山内委員 山内です。よろしく願いいたします。

パブリック・コメントの件数のところで、42通、延べ57件ということでお聞きしました。

参考に分かっていたら答えたいのですが、たばこ吸う人も吸わない人も割と深刻な話で、もっとたくさん来るのかなと思って、私、個人的には少ないかと思ったのですが、大阪市の中でいろいろパブリック・コメント募集している事柄があるかと思えますけれども、大体平均的にどれくらい来るのかとか、それに比べると今回の件数、多いのか、少ないのか、もしお分かりでしたら教えていただけますか。

○木村まち美化担当課長 すみません。事務局で把握してなくて申し訳ないのですが、先ほど前回の中央区長堀通り地域指定と、こども本の森中之島地域を御堂筋地域に拡大したときが四十数件ですけど、その前と言いますと、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域の指定と、北区 JR 大阪駅前・阪急大阪梅田駅周辺地域の周辺の地区を拡大したときは、100件を超える意見がございましたので、やはり影響のある場所が広ければ、それだけ反響があるというか、意見が多いのかなと感じております。

確か、制度開始当初の市民アンケートも、かなりの件数がありましたので、どれくらい制度を変えるかによって反響は多いと思っていて、また今後、全市拡大について、市民の方から意見を頂くときは、意見の数が増えるのではないかと考えております。

○山内委員 ありがとうございます。

○青木委員長 一般的な平均とか、分からないですね。パブリック・コメントっ

て、物によって大分違うんでしょうね。

○木村まち美化担当課長　　そうですね。最初に、本当にこの制度を立ち上げたときの市民アンケートの件数が、1,000件台か、かなり多かったのですが、そのときに、ほかの計画に対する意見を見ていたら、100件台でも前半ぐらいの感じだったと思いますので、具体的な数が分からなくて申し訳ないのですが、また、全市域に拡大するときには、全体の件数等をお調べして、どれぐらい反響があったか説明できればと思います。

○青木委員長　　ありがとうございます。

○松倉課長代理（司会）　　事務局から。

○青木委員長　　はい、どうぞ。

○松倉課長代理（司会）　　先ほどの市民アンケートですが、平成18年4月に行っております。路上喫煙対策に関する市民アンケートということで実施しまして、市内在住の方3,000人に、方法は郵送で行っております。

有効回答数は、1,157人の方から回答が返ってきたという中身でございます。すみません、失礼します。

○木村まち美化担当課長　　すみません、失礼しました。アンケート送付なので、種類が違いますね。

○青木委員長　　そうですね。1つの参考数値ではありますけどね。

そのほかいかがでしょうか。お願いいたします。

○玉川委員　　玉川と申します。この意見、いろんな意見があるということで、幾つかに分類していただいていると思います。

1、2、3、4というテーマ、分けていただいているのですけれども、例えば4とか、意見数25件ありましたということですが、「など」とまとめられているところがあって、5番も10件意見があったということで、意見要旨などとまとめていただいているのですが、この「など」には、どんな意見があったのでしょうか。

○木村まち美化担当課長　　賛成、反対以外ですね。どちらでもない意見としまして

は、例えば、たばこの煙をきれいにしてから外に出すような、閉鎖型の喫煙所を整備することは理解できるけども、15平方メートルのコンテナ型の喫煙所の設置では、ちょっとキャパシティーが十分とは言えないのではないかというような意見がございました。

あとは必要な面積に応じて、もう少し多角的に検討できないかといった御意見とか、あと水晶橋でも、喫煙とかポイ捨てが多い状況なので、そういったところをもうちょっと改善できないかといったような意見がございました。

○青木委員長　　今のは、4と5、それぞれについてということでしょうか。

4と5の例、その他の意見ということですか。

○木村まち美化担当課長　　そうですね。こちらがその他の意見ですね。

○玉川委員　　私、申しあげましたのは、この5ページの4ですね。であれば、意見数25件ございまして、そのうち、喫煙所の増設について12件、まず4件とあって、その後、「など」ってまとめられていると思うのですね。

また喫煙所の撤去・廃止についても、コロナウイルスが感染拡大しているなどとまとめられていまして、また5番のものにつきましても、閉鎖型よりも開放型のほうが安上がりであるとか、3件3件をそれぞれ紹介いただきながら、「など」とまとめられていますので、この「など」には、何が含まれていますかという質問だったのでね。

今の15平方メートルのコンテナ型ではキャパシティーが十分でないというのは、この閉鎖型に関する意見の「など」にまとめられていたものですね。

○木村まち美化担当課長　　そうです、はい。

○青木委員長　　それ以外、5についての「など」というのは、何かありますか、具体的に。

○木村まち美化担当課長　　屋外の灰皿があるところでは、吸っていいとなっているのに、堂島公園だけ喫煙室に入らないと吸えないというのは、世界基準と逆で、国外から来られる方には理解がし難いのではないかといった意見がございました。

○青木委員長　　ありがとうございます。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員　　禁止地区エリアのところの本市の考え方で、25年の関西万博の開催都市に対して、全面的に禁止するように取り組んでいますという返事が記載されておりますけれども、これは、どの程度実行されるのかといいますのは、公園とか、そういうところでは、喫煙室を設けるとか、そういうことは可能だと思うんですね、できるだけ増やすということ。

普通の路上ですね。そういうところに、やはり前もちょっとお願いしたんですけど、たばこ屋さんとかコンビニとかの前に灰皿を置かれていたら、そこがまるで喫煙室のように皆がたかっておりまして、全然カバーも何もされてない。おまけにバス停の前とか、そういうところが大いにありますので、そういうようなところをちょっと目にしましたら、こういう取締りは、一体どうなるのかなという気持ちがあります。

特に、この頃は会社の中でも、できるだけたばこが吸えない状態でありますので、どうしても愛煙家は外へ出てきます。

そして、そういうたばこの灰皿の置いてあるところに寄ってきて、吸われてます。

そういうような対策、そういう灰皿を置くならばどうするかとか、そういうような決まりを考えておられるのかどうか、どうしても、あそこにたばこの灰皿があるから、あっちかこっちのいろんな事業所の方たちが寄って、そこへたばこを吸いに見えて、何人かだから、いつも10人、15人というのが輪になって、そして2本、3本吸ってはまた帰られるというような様子をたまに目にします。

だから、そういうことも考えていただけたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○木村まち美化担当課長　　佐々木委員、おっしゃるとおり、私ども環境局なり健康局のほうで、市民の方から広聴といいますか、困ってるんです。というような意見を頂くのは、やはりそういう道路上であったり、そういったところに喫煙できるような灰皿を置いてあるところに集まってこられる方がいるので、何とかしてほしいという

意見を頂くことがございまして、それに関しては、道路上でありましたら、路上喫煙しないように努力義務を課しておりますし、道路上の勝手に置いてあるものになりますので、それについては、撤去してくださいということで、依頼をさせていただいております。

ただ一方、私有地に入ってしまうと、お願いをさせていただくのですが、御協力いただける場合だけではなくて、そこに置いておきたいということで言われる場合もありまして、そのときには、マナーを守った喫煙、道路に広がって吸わないようにということで、マナーを守ってほしいという内容の掲示物を掲出させていただくように依頼しております、少しでも通行者の方に御迷惑かからないような喫煙を促せるようにしたいと、個別案件については、そういった対応をしておるところです。

今後こういった形で指導していくかは、またこの今回の禁止地区拡大の答申をいただいた後に、また改めてかなり大きなテーマになって来ますし、課題も多いと思っていますので、分割してそれぞれ、今回は例えば、喫煙場所の確保についてお話をするとか、今後、指導体制をどういうふうにやっていくとか、そういったことを分割した形で委員の方からも御意見頂けたらと。それを踏まえて検討、判断をしていきたいと思っています。

○佐々木委員　ありがとうございます。

ちょうど万博に備えて禁止ということの活動というのですか、そうなるきっかけに、そういうのが言い訳言うたらおかしいですけども、お願いしやすいのではないかな、この時期に。

これを外してしまったら、なかなか改めてお願いするのも難しいのではないかな。もう大阪市全体が、この万博に備えてたばこのポイ捨ても、それから路上喫煙も禁止というような活動が進められるならば、本当に大阪も大分変わってくるのではないかなと思っています。

よろしく申し上げます。

○青木委員長　ありがとうございました。

そのほかの委員の方、小谷委員お願いします。

○小谷委員 小谷でございます。

大きく2点質問させていただきたいと思います。

まず先ほどほかの委員からも、パブコメ結果についてのまず件数の御質問があったと思うのですが、42通ということで、私としては、行政一般のパブコメとしては、まあまあ数があったのかなというような印象を持ちましたが、数の問題というよりも、やはりパブリック・コメントをするというのは、つまりは市民の方に新たな規制についての御意見を頂いて、やはりそこでも御賛同とか疑問点がないかということに、言葉を尽くしていくことが必要だという制度だと思っております。

その点で、パブコメ募集に当たって、そもそもパブリック・コメントをやっているということの周知については、今、どのような方向でなされているかについて、改めて御紹介いただければと思います。

パブコメの出し方としては、今はメールや、あるいはオンラインシステムなども利用されて、かなり様々なツールを使えることで、市民の方にも簡便さを御提供できていると思うんですけども、最初の肝心の募集の周知について、少し御意見頂ければということが1点です。

それから、もう一点は、この結果の公表といいますか、まとめ方の問題なんですけども、実際にパブリック・コメントを頂いて、それに対するフィードバックといいますか、結果については、この資料1にある一覧とか、あるいは、このまとめてある資料をそのままウェブに掲載されるような形になるのでしょうか。

疑問点としては、先ほどの反対意見がどこにあるかということとか、あるいは「など」というところもそうなのですけれども、今回、堂島公園の一部及び周辺地域に係るパブリック・コメントということで、堂島公園の指定に係るお話と、それから条例によるこの路上喫煙禁止地区制度自体の問題に関する御意見と、どちらも頂いて、すぐいろんな意見があつてよいと思うのですが、その辺が若干混じっているのが適当なのかどうかというのは、一定の議論があるかなと思いますし、これから区域

を広げていく方向にいくとすれば、さらに全体に係る御意見なのか、あるいは、この区域についてのこの規模でとか、この位置でとかということについて、こういう御意見を頂いたのかとか、そういう御意見ももう少し分析を深めていく必要があるのかなと思うので、その点についてもお聞かせいただければなと思います。

よろしく願いいたします。

○木村まち美化担当課長　　まずは、パブリック・コメントの実施にあたって、どういったアナウンスをしたかということですが、大阪市の報道発表資料という欄がございまして、報道機関の方とか、あと新着情報として、新たな情報等が集められるページがございまして、そこに掲載させていただくような形で、ホームページの中でもちょっと目立つようなところに載せさせていただくような工夫をしております。

あとは、それぞれの配架場所なんかに置かせていただいているのですが、市民の代表と申しますか、この間もいろいろと、特に路上喫煙の防止対策に関して、御意見なんかを頂いている、例えば、市民の代表である議員の先生には、こういったことをやりますのでと、周知させていただいたりしておりますので、そういったところから日々、住民の方からも広聴を受けたりなどされている先生方から、御周知もいただいているのではないかと考えております。

あと、分析について、今後また工夫が必要かと思っております、確かに。

今回については、一部地域の拡大に関してになりますので、実際、こちらが参考にさせていただくのは、そちらがメインになってくるのですが、当面の間は、どちらかというところ、一部の地域の拡大よりも全体の拡大の話について、今後パブリック・コメントなり、市民の方に意見を頂くような形になりますので、そのときには、分類するときに、分かりやすくなるような形で、設問というか、意見頂けるような工夫ができたらと。例えば、項目をお示しして分けるとか、そういった意見の、こちらの案というかをお示しさせていただいて、具体的に分類したときに分かりやすい形にできるように工夫を図ってまいりたいと思っております。

○小谷委員　　ありがとうございます。

私も、パブリック・コメントの結果が掲載されているのを確認したことがないので、掲載としては、この資料がそのまま載るような格好だという理解でよろしいですか。

○木村まち美化担当課長　フォーマットが、大阪市のルールで決まっております、それに沿うような形で整理して公開することになっています。

○小谷委員　よくあるのは、一覧表みたいな感じで御意見があつて、こっちに回答があつてみたいな形だと思うので、少し違うのかなと思っているんですけども、例えば、これ、禁止地区のエリアについてとかはともかく、罰則の強化についてというのは、基本的には制度全体のことなのかなと思うので、今回の整理についても、この区域についての問題部分と、そのほか全体についての御意見の部分とみたいに分けてもよかつたのかなとか。

このように整理いただいても、非常に、これも1つの在り方だとは思いますが、またそういうふうに御意見の受け止め方とか整理の仕方次第で、また議論もさらに深められるかなと思いますので、また御検討いただければなと思っております。

さっき言い漏れたのですが、特に罰則強化についての過料の問題なんかは、以前にこの委員会でも金額設定の効果みたいなところも含めて議論いただいて、多分その資料とかも公表資料になっていると思うので、そういうものであれば、市民の方にも広く知っていただくためにも、リンクとかそういうものとか、そういう第何回検討会で議論しているとか、そういうようなあつてもいいのかなというふうに思いました。

ありがとうございました。

○木村まち美化担当課長　御提案いただいたのは、募集をするときにでしょうか。

○小谷委員　いや、回答のときに、そういう議論があつたりとか、根拠があるものとか、そういうのは、他都市の事例も参考に決めているというので全てなのですけども、可能であれば、そういうのもせつかくウェブ上で公表しているのであれば、そういうことも可能であれば、より市民の方に理解をいただきやすいのかなというふうには思います。

○青木委員長　少し前に、そういう日本の各都市で、何円、1,000円とか2,000円とか5,000円とかというのを一覧表にしたものを作って、この資料に配付いただいたりしているので、そういうのを参照できるようにしたらどうかという。

○小谷委員　そうですね。木村さんではなかったかもしれないですけど。

○青木委員長　木村さんの前ですね。

○小谷委員　前ですかね、はい。

○木村まち美化担当課長　前ですね。他都市の状況を委員会で議論した情報、ありました、確かに。

○小谷委員　この委員会で何か情報を集めていただいて、必ずしも高ければ効果があるとは限らないとか、金額の定め方も都市によって様々であったりとかして、議論をした結果、この金額に大阪市としては適当であるという御議論であったと思うので、その辺、より理解していただくためにも、そういう情報も市民の方とシェアできれば、より全員が納得できるような在り方で決めて、施策が進んでいくのではないかなと思うので、可能であればですけども、そういうのも一案かなと思いました。

○青木委員長　今回の公表のフォームは、もうこれで決まりですか。それとも、まだ公表までに修正の余地がありますか。

○木村まち美化担当課長　そうですね。基本的には、意見公募の期間から概ね1か月から2か月ぐらいで公表するとなっているので、あまり空いてしまうとよくないのかなと思っておりまして、先ほど小谷委員から御意見もあったように、結果のときにお示しするのも1つの手段だと思うのですが、例えば、次回の諮問はもっと全般的な議論になってくるので、1つの地区とかではなく、全般論としてそれこそ過料徴収であったり、啓発指導をどうするかとかいった御意見をしっかりと聴取していかないといけないタイミングになりますので、そのときに何かもう少し参考になる本市の考え方は、こういう考え方で議論し、今こういう形で、1,000円にしておりますというようなものを、もう少し分かるようにお示しして、その上で意見をもらえば、項目もちゃんと分かりやすく整理できるのかと思いますので、そういうふうに次のパブリ

ック・コメントになるのか、市民アンケートになるのか、やり方はこれからになりますけども、そのときに頂いた御意見を踏まえて工夫できたらと思います。

○青木委員長　少なくとも、この直接のパブリック・コメントは、禁止地区をこう新たにするのはどうかという話と、それから、そこに閉鎖型の喫煙所をしますというのが、直接的な今回の提案ですので、それに対する回答としてはどうだったかというのは、それはそれでまとめたほうがいいと思いますね。

例えば、1番でいうと、「禁止地区」のエリアについて」というのは、ここに関する話と、それから禁止地区全体の話というのが両方まとめられてしまっているのも、それはやっぱり分けたほうがいいのではないかなというふうには思いますね。

それから、閉鎖型喫煙所という新しいものに対する御意見が出ているところは、それはそれで1つ設けられたほうが、直接的な市民の意見というのと、それから、それとは別に全体的な御意見として、その他として、罰則の話やら規制反対や、その他色々受動喫煙というものそれぞれありました。という、そういうメリハリの利いたまとめ方のほうが、見ている人は分かりやすいし、政策反映としても分かりやすいと思うので、そのレベルでの修正をして載せるというのは、難しいですか。そのまとめ方は御一任しますけど。それも期間的にしんどいですか。

○青野局長　私のほうから説明させていただきます。

この委員会用で、かなりまとめた形でのパブコメ結果の資料提供とさせていただいています。

個別具体の意見については全部記載した上で、本市の考え方をお示しするというのが基本的なやり方でございますので、この今お示ししている意見のまとめ方でそのまま出るものではございません。

委員長がおっしゃっているように、修正は可能でございます。

ですので、今回、この委員の方々から御意見頂いたものを踏まえた本市の考え方を回答として、修正が必要でしたら修正させていただこうということでございます。

○青木委員長　ありがとうございます。

では、今日出た意見を踏まえて、まとめていただくということで、よろしくお願ひ
したいと思います。

○木村まち美化担当課長 重複した意見が、先ほど最初に42通で57の意見とい
うような形で、重複している部分もあつたりしますので、整理してできるだけ分かる
ような形にさせていただこうと思います。

○青木委員長 そうですね。

今日の御質問でも、「など」というのをもう少し知りたいというのもありました
し、項目をもう少し整理し直したほうがいいという意見もありましたので、その辺り
を踏まえて整理いただければと思います。

そのほか、谷内委員、近藤委員、いかがですか。よろしいですか。

○谷内委員 はい、結構です。

○青木委員長から よろしいですか、はい。

そうしましたら、この本件に関する委員の皆様の意見を後でまた頂くとして、次に
喫煙場所、エリアに関する資料2の御説明をいただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○木村まち美化担当課長 そうしましたら、右上に資料2と書いておりますパワー
ポイントの資料を御説明させていただきます。

今回の堂島公園の設置場所について、前回の委員会のために、こういった場所にな
るのかというのが分からないという御意見もございましたので、それぞれ堂島公園の
今回拡大する場所に対して、それぞれの角度から見た写真を今回追加しております。

御堂筋側から見たものが、1番と2番になりますが、1番に写っているのが、観光
トイレになりまして、トイレの御堂筋から見たときの左側の部分に、喫煙所の設置を
予定しております。

次に、3番が、こちらの公園が一旦、建物で分断されているということが分かる
と思ひまして、横に店舗があるとところで、ここで一旦公園が切れていましてお示し
しております。

4番に、具体的に今ある喫煙所が真ん中に写っていて、パーティションがあって、灰皿があるというような状況でございます。

こちらの公園については、まだ再整備中ございまして、今後、子どもの遊び場であるとか、船着場が計画されているところでございまして、現時点では暫定にはなりますが、啓発用の看板をこういった形で配置をしたいと思ひまして、お示ししております。

○で示させていただいているのが、新設看板をこういった形で用意したいということで、イメージで書いている部分でございますが、禁止地区がどこからどこまでかというのが分かるものを入り口のところに1つ配置させていただいて、区画の明確性ということもありますので、ちょうど入ったところの足元に、公園の入り口が2か所ございますので、御堂筋側のところに四角い青色の印でつけさせていただいているのが、路面シールを貼る予定場所になっておりまして、御堂筋側からの入り口と、あとはもう一方の入り口が、御堂筋ではない側の道路に面していますので、その2か所に貼らせていただこうと思っております。

しばらく既存の開放型の喫煙所のパーティションも活用して周知をしてまいりたいと思っております。

掲出物については、こちらを候補場所と考えております。

以上でございます。

○青木委員長　ありがとうございました。

それでは、このエリアと具体的な喫煙所の設置その他につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員　まだ議題に入っていないのですが、後で大阪市全域での禁止ということにも、当然お話になるかと思うのですが、そうなった場合に一番重要なのは、閉鎖型になるのか開放型になるのかということ、どちらをチョイスするのかということが、重要になってくると私は思います。

で、なぜ今回、開放型から閉鎖型にされたというのが、誰かの御意見なのか、どうしなければならないのかということが、何かの理由があるかと思うのですが、それ以前の前提として、閉鎖型、開放型、それぞれのいわゆる箱物にするのか、パーティションだけにするのかの最初の初期投資、インシャルコストがどうで、あとそれから、それをランニングするときのランニングコストですね、維持費。

当然、その閉鎖型だというのは、電気部品なんかも使われるでしょうから、それをどれだけメンテナンスする、手間暇かかる、アップル・トゥ・アップルでやっぱり比較しておくということが、非常に僕は重要だと思います。

それから、実際たばこ嫌いの方は、開放型とあと分流ですか。それがどう影響するのかと、これは非常にセンシティブな問題なので、全く影響しませんなんてことは言えないかと思うのですが、例えば今後、大阪市に喫煙所を増やしていくときに、ここだったら開放型でいいだろう、ここだったら閉鎖型でないと駄目だとかいう、やっぱり何らかの基準を設置していくことが、決めるというのですかね。ガイドラインを決めていくことだと、僕は非常に重要だと思います。

で、今回、大阪市全域というのが、万博を踏まえてということなので、やっぱり世界からお客さんが来られるので、それは多様性を認めるということも重要かと思うので、できるだけ海外から来られる喫煙者に優しいようなことを中心に考えるべきかと、僕は思います。

以上です。

○青木委員長　ありがとうございます。

そしたら、今のことにも関連するので、参考資料1を説明しておいていただいて、最後のほうに閉鎖型と開放型のメリット、デメリットと書いてあるので、これも合わせて説明しておいていただけますでしょうか。

大阪市の喫煙設備が現在どうなっているかという写真と、最後のところに、これはあくまでも堂島に限った話ですけれども、開放型と閉鎖型のそれぞれのイメージなり現物を見せていただいています。

○木村まち美化担当課長　　そうしましたら、今回、参考資料として御準備しているのが、前回の委員会のときに喫煙所について資料を提供してほしいという依頼がございましたので、参考資料としてつけておりまして、参考資料の1番が、今現在、大阪市で設置して管理しております喫煙所になります。

1つ目が、難波の駅前広場のところにある喫煙所でございます、こちらは、かなり面積も大きくて、約60平方メートルございまして、灰皿数も10基ということで、かなり大型で常に多くの方が御利用されているような状況でございます。

もともと制度開始したときに、こちらの難波の場所が路上喫煙率もかなり高かったので、そういったことも踏まえて、駅前に使っていただけるような喫煙所として設置しているものになります。

同じく御堂筋地域を指定したときに設置したのが、今回のリニューアルする堂島公園の喫煙所になりまして、パーティションを設けて川側ではなく、通路側のほうに煙が流れないような形で、公園内に設置しています。

続けて、3番が京橋の喫煙所になっておりまして、こちらは、ほかの喫煙所よりもパーティションをしっかりと作ることができており、閉鎖型ではないのですが、幾つか組み合わせることで煙が漏れにくいような形で造っているものになります。

4番と5番と6番の喫煙所につきましては、道路の中央分離帯であったりとか、道路に面しているものになりまして、実際喫煙所を設置する際に、特に視認性の観点から車の通行とかで、人がいるのか、いないのかとか、出てくる可能性があるかどうかとか、そういったことが分かるように、視認性の確保を求められていることがございまして、ネットフェンスで仕切ったような喫煙所になっております。

ただ、場所が中央分離帯であったり、道路の歩行者の方の動線から完全に離れているわけではないのですが、できるだけ離れているような場所を選んで、設置をしているものになります。

次に、他都市の閉鎖型の喫煙所の事例として載せさせていただいているのが、4つの市の事例でございまして、実際、閉鎖型の喫煙所につきましては、それぞれ個別に

設計するというよりは、基本的には喫煙の施設を造っているような事業者さんのほうに、こちら側に窓を作ってほしいであるとか、排煙施設はこちら向きにというような形で、場所に応じて一定設計を変えていただいて設置するようなタイプが多くて、それぞれ大体、規模としましては、今度、堂島公園で設置するような規模ぐらいの10平方メートル程度のものが多いのですが、1つ、東京都の港区の新橋駅前のSL広場だけが、かなり大きくて30平方メートル弱あるようなものになっておりますので、運用形態とかも参考にしながらさせていただきたいと思っております。

閉鎖型につきましては、やっぱり安全面とか防災面という観点もありまして、供用時間なんかを一定絞ったような形でされているところが多い状況でございます。

その次に、今回の堂島公園の喫煙所についてですが、先ほど近藤委員のほうからの御指摘がございましたので、閉鎖型の喫煙所のメリットとデメリットとして、こちらで考えておるものを示させていただいています。まずは閉鎖型については、パーティションがあっても、やっぱり煙が漏れ出ることもあるし、パーティションが四方全部囲めるわけではないので、そういった煙が漏れにくい、受動喫煙が生じにくいというようなメリットが1番に考えられます。

あとは、実際今ある喫煙所であっても、風の向きなんかで歩行者のほうに煙が行きやすい立地であったりすると、受動喫煙が生じる可能性も高まりますので、そういったことが閉鎖型の喫煙所では、建物なので、その影響を受けないということがメリットでもあります。

あとは、喫煙所に関しては、今、堂島公園の喫煙所は、特に公園全体を喫煙所のような形で利用されているような状況が開放型であると見受けられますが、閉鎖型であるところまでというのが、壁でしっかりと仕切られておりますので、その喫煙できる範囲、禁止地区の中で例外として認められる喫煙場所としてはここまでということがはっきり分かるのも明確で、メリットに該当すると考えております。

デメリットとしましては、先ほど近藤委員からも御指摘がございましたとおり、設置コストが高額になってくるということと、排煙設備を持ったり、あとは照明をつ

けたりとか、そういったことがございますので、ランニングコストがかかってくるというところと、あとは、安全面で開放型のほうが安心というか、あまり知らない方と一緒に喫煙所を利用することも多いかと思っておりますので、そういった観点からも不安を感じる方もいらっしゃるかもしれないというところで、そこにつきましては、今回設置する喫煙所についても、視認性を高める意味で、できるだけ開放部というか窓を多くして、中が見えるような形に工夫をして対応をしてみたいと考えております。

こちらの説明は以上になります。

○青木委員長　ありがとうございました。

これに関してでも結構ですし、さらにその他のことも含めていかがでしょうか。

玉川委員、お願いします。

○玉川委員　玉川でございます。

前回の委員会のことを少し私、来る前に議事録なんかを見直していたのですけれども、前回お聞きしたときには、今回造る閉鎖型については、大体15平方メートルであるというお話と、定員は12名であるというお話をお聞きしました。

初期費用としては、2,000万円で運用には200万円ぐらいかかると。それを大阪市さんが御負担されるということをお聞きしたように思うのですけれども、今日の資料には、そういったところがあまり書かれていなかったのですけれども、それは変わらないということでしょうか。

また、実は今日私、昼休みにこの堂島公園の辺り、ちょっと通ってみたんです。

そうしますと、非常にたくさんの方がたばこを吸っておられました。

ざっと計算したところ、多分四、五十人はいらっしゃるのではないかなというふうに思います。

先ほど、木村課長が、公園全体がまるで喫煙所のようなということをおっしゃっていましたが、たしかに喫煙の、先ほどマナースポットが分かりにくいのか、それ以外のところもはみ出しておられる方もたくさんいらっしゃいまして、その12名の定員のコンテナ型を造られたときに、それ以外の方々は、どのようにされる御予定な

のかということをお聞きしたいなというように思います。

○木村まち美化担当課長　玉川委員が御指摘ありました内容は、事務局というか、大阪市としても懸念しているところをごさいますて、喫煙所を造った後に、実際の利用状況であるとか、公園の利用状況については、しっかり見ていかないといけないと考えていますが、まずは喫煙できる場所というのが明確になるので、ここを今回禁止地区に指定することで、喫煙所の範囲をはみ出た方というのは、喫煙してはいけないですよということで一定、指導はしていきながら、例えば、今でいえば、禁止地区外のところに影響が及ぶようなことがあれば、それについて検証というか状況を見ながら、またそれを次の対策に生かしていきたいと思っております、公園事務所と一緒にその辺りは懸念がありますので、推移を見ていこうと話をしておるところでございます。

○玉川委員　それと施設のコストだったり、広さだったり、定員だったりというのは、前回お聞きしたとおりということでしょうか。

○木村まち美化担当課長　そうですね。大阪市市費で設置する予定となっております、そこは今、実際、来年の8月の設置に向けて準備を進めているところでございます。

○玉川委員　今日の議題といたしましては、この新たなこの地域を指定することについてどうなのかということかと思っておりますけども、この新たな地域に指定することに関して、やはり喫煙所とセットで考えていくということであって、喫煙所はどんな形でどんなものを造るのかということも、この委員会での討議事項と考えて大丈夫なのでしょうか。

○青木委員長　そのとおりですね。ですので、懸念事項は懸念事項で意見を言わせていただきまして、答申書の中にもそういう懸念事項について、今後しっかり見てほしいとか、見るべきだというようなことも、場合によっては御意見としてあれば、入れさせていただくことにもなるのかなというふうに思っておりますので、そういう観点でいろいろ御意見頂ければなというふうに思います。

どうぞ、谷内委員です。

○谷内委員 開放型の喫煙所については、しばらく設置されたままというふうにつき聞いた気がしたのですが、それはいつまで設置されている予定でしょうか。

といいますのは、せっかく閉鎖型が設置されても、開放型があるということになると、受動喫煙がそのまま、その期間が続いてしまうということになるかと思ひまして、先ほど玉川委員がおっしゃったとおり、四、五十の方が喫煙している方がいるということで、ここに12人しか閉鎖型に入らないということは、残りの30の方は、この開放型の喫煙所の周りに来られるということになるのかなと思うのですね。

そうすると、喫煙所をかなりの費用をかけて設置したのに、あまり意味がないということになりかねないのではないかとというのが懸念としてあります。

非常に喫煙者の方がたくさん来られる場所ということで、すごく対応が難しいなと思っているのですけれど、閉鎖型を需要に合わせて幾つも幾つも造るというのは、非現実的だと思います。

どうしたらいいのでしょうか。

譲り合って、5分以内で出てきてくださいとか、何か注意書きをすとか、この閉鎖型以外の部分は、もう本当に禁止ですよというのを厳しくすとか、ルールをかなり明確にしないと、せっかく設置したのに効果が薄いということになりかねないと思います。

そうなりますと、大阪市全域に広げていくときにも、閉鎖型をつけてもあんまり意味ないみたいに思われると、すごく問題があるかと思ひますので、そのルールづくりをしっかりしていただきたいというのと、この開放型の喫煙所の両方あるという期間は、できるだけ短くしていただいたほうがいいかなと思ひています。

○木村まち美化担当課長 すみません、お答えします。

先ほどこちらのパーティションが残る予定になっておりまして、喫煙自体はできないような形で封鎖するなりして、きちんと明確にさせていただきますし、今回、喫煙所から出て吸っている方については、今回この公園の周辺を禁止地区にしますので、

過料徴収対象となります。路上喫煙の対象となる道路等の定義には、公園も含まれており、喫煙禁止の場所になりますので、特に最初に指導員のほうでしっかりと指導できるように、こちらを重点的に回って、これまでは広がって吸っていたけど、これからはそれができないよということを、しっかりと、いつから適用されますということも明確にして、啓発を行っていきたいと思っております。

これに合わせて、ほかの喫煙所についても、そういった喫煙所をはみ出るようなことがないように、掲示のほう、注意書きのほうをさせていただくようにしたいと思っております。

○谷内委員 ありがとうございます。

○青木委員長 確認ですけど、この開放型の喫煙所のある青いパーティションは残るけれども、ここは喫煙したらあかんよというのは、分かるように何かちゃんとしつかりとするということですか。

何か入れないようにするとかですかね。

具体的に障害物を置かなければ、ここで吸いますよね。もうそういう習慣になっていますからね。

○事務局 すみません、事務局のほうから。

灰皿は撤去しますので、後ろのパネルと腰かけのポールみたいなものだけが残るような形になりますので、そのパネルを活用して、先ほどお伝えさせていただいたとおり、禁止地区でありますよ。というような啓発表示を両面に貼らせていただいて、閉鎖型と喫煙所で喫煙を促すような表示をさせていただく予定をしております。

○青木委員長 では、今のこの資料に載っている銀色の灰皿とかが全部撤去されて、この透明のパネルのところをそういうのを貼って、マナースポットとかいうのも全部塗り潰されるわけですね。

○事務局 はい、隠します。

○青木委員長 ということのようです。

それで、ここで吸う習慣の人がちゃんと分かるようにさせていただくということとし

ようね。

それ以外、いかがですか。

ちょっとだけ気になったのですが、閉鎖型のコンテナが、トイレの後ろ側に置かれるわけですね。

そうすると、せっかく視認性があるといつて透明にしても、周りからあまり見えな
いような箱になるのではないかとか思ったりしていたのですが、そんなことないで
すか。

つまり、結構トイレの後ろにぽんと置かれると、外側からはもともとあんまり見え
ないので、見えにくい場所に閉鎖型が置かれるのかなと思ったりしたのですが、そ
んなことはないでしょうか。

○木村まち美化担当課長 実際建物の、トイレの逆のほうから見たら、隠れてしま
う部分はあるかもしれないですが、閉鎖型喫煙所とトイレの間は通行できる幅が残っ
ておりますので、そこに入っている状況は、確認できるぐらいの幅があると思ってお
ります。

○青木委員長 ありがとうございます。

あと、それからちょっと確認ですけど、パブリック・コメントにもありましたけ
ど、堂島公園全体を指定したらいいと思いますという御意見がありましたけど、それ
に対して一部にするというのは、どういうことになるかというのは、もう一回、確認
のために教えていただきたいのですが。

○木村まち美化担当課長 禁止地区の指定に当たっては、場所のどこからどこまで
が禁止地区だということの明確性が重要だということで、答申でも過去にもお示しし
ていただいておりますし、実際被害が、例えば火のついたたばこを持っておられたり
とか、あとは、煙によって受動喫煙の被害が生じるおそれがある場所について、基本
的には禁止地区に指定するとしておりまして、特に、御堂筋に面していることもあり
まして、こちらの公園、今、喫煙所があることによって、特に人が集まっている部分
もございますし、この場所が子どもの遊び場所とか、船着場の計画がされているとい

う状況でございますので、観光客の方であるとか、受動喫煙が生じないように守らないといけないお子さん、家族連れの方が利用されることが、今後考えられますので、そういった意味でも、この地区がそういった受動喫煙のおそれに対して、禁止地区として指定するのが妥当だという考え方で、今回、こちらの公園の東側の部分を指定するという考え方で整理しているところでございます。

○青木委員長 はい、ありがとうございました。

そうしましたら、この資料1、2や補足説明も含めて、今回のこの禁止地区の指定と閉鎖型喫煙所の設置ということを主な内容とした案に関しまして、委員の皆様方から今まで出た意見もございますが、それ以外にも御意見を頂ければというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

どなたからでも結構ですが、できれば皆さん、一言ずつ頂ければなというふうに思いますが。

山内さんからお願いしていいですか。

○山内委員 はい。

説明お聞きして、イメージが分かりました。ありがとうございます。

で、私もこの堂島公園、よく通過しますけども、やはり広がって喫煙しているというところは常々感じていますので、閉鎖型を設置するという事で、基本的には異存ないかなと考えています。

少し心配したのが、例えばコロナ禍で、また店が閉まり出すと、中で雨しのぎながら飲食するような人が出てくるじゃないかとか、使い方の問題というのが、まだちょっと懸念がありますので、たまに見回ったりするのかですとか、適切な使い方をどう確保していくかということについて、引き続き御検討いただければと思いました。

○青木委員長 ありがとうございます。

玉川委員、いかがでしょうか。

○玉川委員 玉川でございます。

この地域を禁止地域にすること、そしてこちらに喫煙所を設けることというのは、

その方針で進めていただけたらというふうに思います。

で、ただ、先ほど少し申し上げましたとおり、やはり12名の定員で、今の利用状況を考えますと、なかなか先ほどの谷内委員からも御指摘あったように、多額の費用をかけて閉鎖型を設置しても、効果がどうなのかというところは、非常にやはり注視していただきたいと思うのです。

今後、全市に禁止地域を広げていくという話の中でも、今回が模範となって閉鎖型が広がっていくのかどうなのかということを検討するにおいても、今回の結果を受けて、ここはどのように使われていくのかとか、12名の定員でこの広さで本当に足りるのかとか、その辺については、十分な検証をしていただきたいと思います。

やはり、非常に多額の税金を投入して、この閉鎖型を造るということですので、それに見合った効果があるのか。また、閉鎖型にすることが最優先となるのか、費用対効果はどうなのかというところについて、今回のことを非常に検証していただきたいというふうに思います。

○青木委員長　ありがとうございます。

谷内委員、お願いできますか。

○谷内委員　玉川委員とほとんど同じ意見なのですが、閉鎖型を設置することによって、この地域が、周辺が、きちんと禁止区域として機能するのを維持していただきたいと思っています。

そうすることで、ここがモデル的な形になりまして、こういう閉鎖型が設置されれば、大阪市域のほかの全域に広がっていくときに、地域の人ですとか、喫煙者の方も協力をしやすくなると思うのです。

設置しても意味がなかったということになってしまうと、大阪市全域に広げるときに、皆さんの御協力とか理解が得難くなると思いますので、先ほどおっしゃっていただいた過料を取り締まる見回りの方を増やすとか、適切な扱い方について、理解を求めるような何かしていただくとか、大阪市役所が比較的近いので、市役所の方の利用も多いかと思うので、市役所職員の方に、そういったルールについても周知徹底

していただくなど、やっていただけないかなと思います。

以上です。

○青木委員長　ありがとうございます。

佐々木委員、お願いできますか。

○佐々木委員　もちろん閉鎖型の建物でしたら、コストも高くなると言われておりますけれども、理想的にはいいかなと思いますが、ここで載っています三休橋交差点のような、フェンスだけで囲むようなのは、よほど場所の広いところで、人の行き来のない離れたところでしたら可能かなと思いますが、近くで人が通るようなところでしたら、煙はそのまま素通りやと思います。

ですから、できましたら、その上の京橋の喫煙所ぐらいに、閉鎖型ではないけれども、ある程度パーティションを組んで、上のほうに空気の流れができるような、こういうのが私、いいのではないかなと思いますけど、皆さんいかがでしょうか。

○青木委員長　ありがとうございます。

これから喫煙所を増やしていくときの議論として、承っておきたいと思います。

近藤委員、いかがでしょうか。

○近藤委員　先ほど玉川さんがおっしゃったように、私もこれ、2,000万ですか、その数字は記憶しているのですが、仮に万博に向けて大阪市全域で、観光客も含めてとか考えて、仮に全部で1,000か所の喫煙所を造ると、200億円になるのですよね、全部閉鎖型にすると。

もちろん、それも構わないということが市民の意見であれば、それでいいかと思うのですが、やはり今回先ほど御説明いただいた中で、難波からとか、ほかのところ全部開放型だけど、初めて閉鎖型をされるので、その閉鎖型のコストだけに見合った効果が得られているのかどうかというのは、やはり十分検証が必要で、先ほどの話になりますけれども、そのコストを比べて、ここは佐々木さんがおっしゃったように、パーティション型でこういうのがいいのではないかとか、ここだったら、別にもうちょっといいのかとかという意味でのガイドラインをつくっていかないと、もうあと2

025年まで、時間ありそうでほとんどないと思いますので、それはぜひ進めていただきたいと思います。

○青木委員長　ありがとうございました。

小谷委員、お願いします。

○小谷委員　まず、この過程でパブリック・コメント等も十分尽くされて、御意見も頂いてということで議論を深めていけてよかったなと思います。

やはり、パブリック・コメントの結果なんかも見ても、やはり様々な御意見があるということを改めて認識いたしましたし、その点で今後もより一層、こういう議論を尽くし、またその情報を市民の方と共有していくことというのも非常に大事ななど、改めて感じたところです。

それから、特に今、様々な御意見があったように、喫煙所の設置及びその在り方、形態として、閉鎖型なのか開放型なのかも含めての在り方については、これまでは、まず設置場所を、喫煙場所を整備することって場所の確保が主な論点になっていたかと思いますが、今後は、全域に広げることも視野に置きますと、その規模とか、あるいは運用の仕方とか、より細かなルールづくりというか、指針みたいなものが必要になってくる時期に入っているのかなというふうにも感じます。

コスト面もありますし、また非喫煙者の方と喫煙者の方のすみ分けとか、共存ということはどうしていくのかという点にも配慮しなければいけないので、その点でも適切な運用の在り方というのを今後、また議論を深めて導き出していければなというふうに感じました。

○青木委員長　ありがとうございました。

様々な御意見を頂きましたので、これを踏まえて、今回の諮問に関する答申のほうを次回の委員会等で議論をさせていただいて、皆さんの意見が適切に反映された内容になるかどうかを審議いただきたいというふうに思っていますが、そういう方向でよろしいですかね。

また次回も、まだ御意見を頂ける機会がありますが、今日の意見を踏まえた上で、

答申書の事務局案を作成いただくということにさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですかね。

○木村まち美化担当課長 補足説明で、前の委員会からも説明しているので、委員の先生、御存じかとは思いますが、閉鎖型については、設置するにあたっては、今回公園の敷地なので、こういった形で閉鎖型のものが造れるという状況でございまして、道路上については、建築物を造るというのが、なかなか難しく、そういった制限もございます。

なので、先ほど小谷委員も言っていたとおり、場所の確保というところがまずありまして、そこに応じて造れるものというところもございますので。補足説明ですみません、失礼いたします。

○青木委員長 ありがとうございます。

いろんな喫煙場所をどうしていくかという議論は、今後も恐らく大きなテーマとしてやっていくと思いますので、そのときにもまたその件を含めて、いろいろ御説明いただければなというふうに思います。

そうしましたら、直接の諮問に関する答申についての議論は、ここまでとさせていただきまして、もう少しお時間を頂きたいのですけれども、今回の新しく全面的な路上喫煙禁止に関する考え方をどうしていくかというようなことや、今日も議論になっていた喫煙所に関する厚労省としての考え方を示した資料などを、参考資料として今日、出させていただいています。

これは、今日議論するというよりは、今後そういう全面的な禁止に向けた議論をするに当たっての委員の皆様方、検討いただくための資料として、今日は御説明をいただきたいというふうに思っておりますので、事務局のほうから、もうまとめて参考資料1と2とお願いできればと思います。

○木村まち美化担当課長 参考資料として、先ほど御説明させていただいていた喫煙所に関してなんですけども、厚生労働省から技術的な留意事項として通知がございまして、そちらを参考につけさせていただいております。

こちらに示されている内容としましては、記以下のところになりますが、非常に抽象的ですが、人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすることというのが、留意事項として示されている内容でございまして、それに対して、具体的にということで、先ほどございました閉鎖型が①として、コンテナ型としてどういったところに気をつければいいのかということ、具体的に排気口の位置であるとか、吸気口をどういうふうに設けて、風をきちんと排気させるかということが示されております。

2つ目の②がパーティション型でございまして、先ほど京橋タイプのような形ですね。パーティションを設けて造る場合について、壁の高さであるとか、あと、クランクがあることが望ましいということで、そういったものが例示として示されております。もう一枚、参考資料1の2つ目ですが、具体的に厚生労働省が示す基準が絵で表されているものがございまして、そちらにも閉鎖型と開放型のものがございまして、また具体的な議論を進めるときに、参考にいただけたらということで、配付させていただきます。

続けて、参考資料の2についてですが、最初に環境局長からと、あと委員長からも御紹介がありました今、大阪市の中でどういった議論がなされていたかというものを、1枚にまとめさせていただいております。今回の令和4年度の予算市会で議論がなされておまして、その中で市長答弁がございまして、そちらを抜粋してお示させていただきます。

1点目が市内の一部だけが路上喫煙禁止だと分かりにくいということで、実際条例では努力義務を課しているのですが、そこがまだ市民の方に御理解がされていない状況で、大阪市に来られる方にとっても分かりにくいのではないかとということであるとか、あとは、先ほどの万博の開催理念、いのち輝く未来社会のデザインの実現というのが開催理念でございまして、それに照らしたら、全市域で路上喫煙を禁止することが求められているという状況であるとか、あとは、禁止地域の拡大については、分煙環境を整えるための喫煙所の整備期間も必要なので、すぐに禁止という行為

ができるわけではないということと、あと、委員会でも様々な議論をいただきながら、進めていく必要があるということ、そして時期としては、2025年1月を目途に実施できるようにということで、こちらについては、万博自体は、4月から開催されますが、プロモーションであるとか、プレオープンであるとか、そういったことも想定されることから、1月を目途に、それまでにできるようにというふうに、時期を示して取り組むという方針を示したものでございます。

それ以外にも、取材もかなりございましたので、市長のほうから喫煙所については、大阪メトロの駅周辺で市有地があれば、受動喫煙にならない形で喫煙所を設置できないか、今後検討していくというようなことが示されておりました、今後、私ども大阪市のほうでも議論し、委員会でも議論いただきながら意見を頂きたい論点、課題としましては、これまでは実効性の確保という観点から、過料徴収の取締りをしっかり禁止地区でやっていくという方針でやっておりましたが、それをどういった形で、今後進めていくかという点であるとか、先ほどにもありましたとおり、分煙環境を整えるための喫煙できる場所の確保という観点から、喫煙所の整備どうしていくかというところであるとか、啓発の表示を市域全域でございまして、どれぐらいやれば、皆さんに御理解いただけるかという観点であるとか、加熱式たばこの扱い、どうしていくかという議論は、これまでなされてきたところなのですが、大阪市議会でも、そういった議論もなされておりますので、そういったところも、今後検討していかないといけない点でございます。

今後の進め方としましては、幾つか論点、課題を整理した上で、委員会のほうでも議論の進め方とか、諮問の内容について御意見を頂きながら、大阪市のほうでも検討してというような形で進めていきたいと思っております。

実際、この方針につきましては、かなり反響がございまして、新聞記事にも各紙取り上げていただきまして、内容としては、先ほどお示したような方針から、具体的な市長の記者会見での報道に対しての発言なんかを取り上げたものがありまして、具体的には市長の発言として、愛煙家もいるので受動喫煙を防ぐ形で喫煙所を設置する

ような考えについて取り上げられたりですとか、あとは、万博が3年後に迫る中でイメージ向上を図ろうと市内全域を禁止地区とする検討を始めたとか。

今後委員会で詳細を協議していくということであるとか、東京でいえば、千代田区、渋谷区などが、区域全域の公道での路上喫煙に過料を課している状況ですが、政令市では初めてのことになるので、全域を罰則対象としている例は、政令市の中にはないという記事ですとか、あとは、市長の発言で、罰則があるということが一定の抑止につながるという発言などもございまして、これから議会で検討していくということをお示ししております。

具体的に、市議会で議論が終わった後につきましても、2025年1月を目途に禁止するという時期についても、実際、代表質問のあった翌日、取り上げられ、報道でも、幾つかテレビ番組でも報道がございまして、今もまだ新聞社から具体的にまた記事にしたいということで、取材の連絡なんかもございまして、この方針が示されたことで、実際市民の方からも電話などの広聴も一時期増えたような状況で、どのように進めるのといった質問なんかも多く寄せられている状況でございました。

続きまして、今後の参考に、参考資料の2として、もう一枚追加をしております。区域もしくは市域全面を禁止としている自治体の事例紹介をお示しさせていただいております。

こちらの資料につきましては、他都市が実施した調査の結果を踏まえながら、環境局で各都市に直接確認をしたり、ホームページに載っている情報から作成したものでございまして、また具体的な議論をしていくときには、もう少し詳細なものをお示しながら説明させていただくことになるかと思いますが、参考に昼間人口とそれぞれの区域の面積を上に乗せておまして、東京都でいうと、5区が全区域を禁止にしている自治体でございまして、それぞれ条例で制定されていますが、条例の制定もそれぞれ違っております。千代田区なんかは大阪市に近い形で、まずは、路上喫煙については努力義務を全体にかけております。それに禁止地区を指定して過料徴収を行ってきています。条例施行の下の過料件数欄に書いているのが条例の施行当初の過料件数

で、全面禁煙の下の過料件数欄には、全面禁煙後の過料件数を書かせていただいています。

平成14年に条例を施行して、一部の地域を禁止地区と指定していたのを、平成22年4月には全面禁煙としておりまして、11年経過している状況で、もともと過料については全区域を禁止にするまでは2,583件だったものが、5,684件になっているとか、もとの条例の施行の時期と、全面禁煙にした時期、それに応じて過料徴收件数がどれぐらいになっているかと分かるものは、記載しておりますが、実際、公表していない自治体、実際の過料徴収をどれぐらいしているか不明のものは、バーでお示ししております。

表の下のほうに、今回も議論になっていました喫煙所についても参考に、それぞれの自治体にある喫煙所の数を下の段に書かせていただいた上で、公営の喫煙所としてどれだけの数があるかと、先ほどの厚労省の技術的留意事項を守れているものの数を載せておりまして、実際、公営で技術的な留意事項を守れるような形での設置というのは、やっぱりなかなか立地とかのこともあって、限定的で、その留意事項が示される前に造られたものは、なかなか満たせていないというのが実情だと考えられます。

今回、それぞれの自治体に喫煙所の数についてお聞きした中で、その他として、政令市でも東京都の区でもないのですが、神奈川県の大和市と、四條畷市の事例を書いています。

大和市については、5、6か所の喫煙所を持っていると把握していたのですが、今回確認したら、今年度、6か所の喫煙所についてはもう撤去を行ったということで、それは何故かと聞くと、広聴の関係でこういった対応をしたということなので、閉鎖していつている自治体もございまして、そういった喫煙所の設置状況については、他の自治体の事例も参考にさせていただきながら、検討していく必要があるかと考えております。

他の自治体におかれましても、喫煙所はやはり苦情もあって、大阪市も今回、堂島喫煙所を煙が出ないように閉鎖型として再整備を行いますが、同じような流れをされ

ているところもありまして、今の喫煙所について検証していく必要があるといった声も聞くことができました。

参考に表の右に大阪市の人口数とか昼間人口とか、面積を書いています。特に面積を見ていただくと、東京都の区全域で禁止しているといっても、大阪市の面積と比較すると、大阪市は10倍、20倍とか、そういった規模感になりますので、これだけ大きな区域を全市禁止にしているというところはないので、先進的に大阪市が取り組んでいくことになるかと思えますので、委員会でも十分に意見を頂きながら検討していく必要があるかと思っております。

ちなみに、千代田区さんとか渋谷区さん、港区さんとかが、面積でいうと10平方キロメートルから20平方キロメートルになりますが、その規模でいいますと、大阪市では、北区と中央区がそれぞれ10平方キロメートルと9平方キロメートルぐらいになりますので、北区、中央区ぐらいの面積のところ、しっかり取り組んでいて、これぐらいの過料適用件数で運用されているという自治体が、一定、私たちには参考になるかと思っております。特にやはり千代田区が、先進的にもともと条例の施行からされているところがございますので、そういったところの今の状況なんかをお聞かせいただきながら、今後、議論の参考にさせていただけたらと思っております。

今回は、どちらかという、議論というより御紹介ということで、今後の議論の参考にそれぞれ委員のほうでも、情報を集めていただけたらと思ひまして、提供させていただきました。

以上でございます。

○青木委員長　ありがとうございました。

確認ですけど、全市内の路上喫煙を努力義務ではなくて、禁止ということに条例を改正するという、そういう方針であるということですね。

○木村まち美化担当課長　そうですね。禁止ですね。どういった形で、部分的な条例改正になるのか、全面改正になるのかというのは、これから議論して、こちらでも検討していくことになっていきますが、基本的には禁止に向けて取り組んでいくというの

は、決定しています。

○青木委員長　　今も路上喫煙は禁止の、市民の責務としては努力していくということなのですが、そういうことではなくて、今の区域であろうが、区域でなかろうが、全ての路上喫煙を禁止するというふうにしようかという方針というか、どうなるか分からないけど、そういう方針だという理解でいいですかね。

○木村まち美化担当課長　　そうですね。それに向けて、今後検討を進めていくということですね。

○青木委員長　　はい。もちろん条例改正が要るのですから、あくまでも方針で、それがそのまま通るかどうかは別問題だと思いますけど、そういう方向で動いていきたいという、そういうことなのですね。

○木村まち美化担当課長　　そうですね。ただ、それに関しては、市民の方の意見も頂いたり、こちらの場でも御意見を頂いたりしながら検討したうえで、最終的な判断をしていくことになると思っておりますので。

○青木委員長　　この委員会にも、諮問みたいなものを頂いた上で、検討するということになるのでしょうか。

○木村まち美化担当課長　　そうですね。イメージしているのは、やはり諮問させていただいて、それぞれの課題について一つ一つ議論を積み重ねていって、答申を頂いた上で、実際の条例を変えていくというような形になるかと思っております。

○青木委員長　　ありがとうございます。

今日の段階で、何か確認しておきたいことや御質問とかございますか。

あるいは、ぜひこういうことも情報として欲しいみたいな要望でもいいです。

じゃ、玉川委員お願いします。

○玉川委員　　玉川です。

市長が万博に向けてということでおっしゃったということを聞いています。

私も万博の担当をしております、2025年には、150か国からの出展をしてもらおうという話があります。

いろんな海外からのお客さんも来てもらおうという中で、この方針が出されたということですので、今日は日本の中の自治体の例というのを出示していただいていたんですけども、やはり海外のお客様とか、海外ではこの路上喫煙、どうなっているのかというところもぜひ資料として頂きたいなと思いました。

日本の中で比べていても、海外から来られるお客様にとっては、海外標準に合わせていくというほうが、多分大阪の次のステップとしてはいいのかなというふうに思いますので、そういった資料もぜひ頂きたいというふうに思います。

○青木委員長　ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

小谷委員、お願いします。

○小谷委員　先ほどの感想とも重複してしまうのですが、喫煙場所について、そういったものがあるかどうか分かりませんが、今、挙げていただいている自治体で、特に過料とかも課していて、そういった設置があるところについては、喫煙場所を設けるにあたって、何らかの指針とかを持ってらっしゃるのか、あればどのような形を目安に喫煙場所の、まず数の確保とか、あるいは場所の選定とか、あるいは設備の在り方とかを決めてらっしゃるのかというところを、情報として得られればなと思います。

問題、関心としては、ともかく大阪市、先ほど御紹介いただいたように、ここに挙げられている自治体と比べますと、規模が全然倍以上になりますので、そういったところで全面禁煙になりますと、やはり本当に喫煙者の方と非喫煙者の方との両方の利益に配慮する必要がありますので、果たしてこの喫煙場所の確保で適当なのかというのは、非喫煙者の方にとっても、それで十分な設備と言えるかという論点があると思いますし、一方で喫煙者の方にとっても、そういった設備があるから、分煙に協力すべきだという論理構成になると思いますので、その辺が説明可能な何らかの指針を、やっぱり難しいことではありますけれども、多少つくっていかないと、これから判断が困難になっていく場面も出てくるかなというふうに感じておりますので、ちょ

っとその辺の何か参考になるものがあればなというふうに思っております。

○青木委員長　ありがとうございました。

そのほか、いかがですか。

もし、今日あれでも、また次回の会議までに思いついたアイデアがあれば、また事務局のほうに個別にでも御要望いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

そうしましたら、この件につきましては、本日は以上とさせていただきます、本日予定しています議題としては、以上にさせていただきますと思います。

何とか9時前に終わりましたので、本当に遅くまで御議論ありがとうございました。

それでは、本日の委員会は以上とさせていただきます、事務局のほうにお返ししたいと思います。

よろしく願いします。

○松倉課長代理（司会）　本日は、委員長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しいところ、御審議を賜り、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第37回大阪市路上喫煙対策委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉会　午後8時56分